

## ゼロカーボンシティの実現に向けた連携に関する協定書

浦安市（以下「甲」という。）と京葉瓦斯株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密に連携し、双方の資源を有効に活用した官民連携による活動を推進することにより、ゼロカーボンシティ（2050年までに温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指す地方自治体）の実現に向けた市民意識の醸成と温室効果ガス排出量の削減を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、協力する。

- (1) 公共施設の脱炭素化に向けたエネルギー供給に関すること
- (2) 地域の脱炭素化に向けた支援に関すること
- (3) 環境・エネルギー政策の情報提供・助言に関すること
- (4) 地域への環境教育及び普及啓発に関すること
- (5) その他、ゼロカーボンシティの実現に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

### （協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

### （守秘義務）

第4条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を相手方の事前の書面による承諾を得ずに、第三者に開示又は漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責任を負うものとする。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、締結の日から令和5年3月31日までとする。

ただし、本協定の有効期間が満了する日の1ヶ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは有効期間が満了する日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名捺印の上、各1通を保有するものとする。

令和3年11月26日

甲 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号  
浦安市  
浦安市長 (内田 悦嗣 署名)

乙 千葉県市川市市川南2丁目8番8号  
京葉瓦斯株式会社  
取締役社長  
社長執行役員 (羽生 弘 署名)